

兵庫縣無電柱化推進計画

平成31年3月

兵庫縣

目次

1	はじめに	1
2	無電柱化の推進に関する基本的な方針	2
	(1) これまでの取り組み	2
	(2) 適切な役割分担による無電柱化の推進	3
	(3) 優先的に取り組む箇所の考え方	3
	(4) 整備対象道路	4
3	計画の期間	4
4	整備目標	4
5	無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	5
	(1) 無電柱化事業の実施	5
	(2) 占用制度の運用	6
	(3) 関係者間の連携強化	6
6	施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	7
	(1) 広報・啓発活動	7
	(2) 市町への技術的支援	7

<参考資料>

- (1) 無電柱化実施予定箇所一覧（兵庫県管理道路）
- (2) 緊急輸送道路ネットワーク計画図

2 無電柱化の推進に関する基本的な方針

(1) これまでの取り組み

本県では、昭和 61 年度に策定された第 1 期「電線類地中化計画」をはじめとして、平成 26 年度に策定した「無電柱化プログラム」に基づき、都市部の幹線道路では山手幹線や国道 2 号、主要な駅では姫路、明石、尼崎、伊丹、三宮駅周辺、観光地では姫路城周辺や城崎温泉周辺等を中心に、計画的に無電柱化を進めてきた。これまでに県内では、県が約 89 k m、国が約 106 k m、市町が約 255 k m、あわせて約 450 k m の無電柱化を実施。

表 2.1 兵庫県内における道路管理者別無電柱化実績

平成30年3月末現在

道路管理者別	実績延長 (k m)							累計
	電線類地中化計画			新電線類地中化計画	無電柱化推進計画	無電柱化に係るガイドライン		
	1期	2期	3期	4期	5期	6期		
	S61~H2	H3~H6	H7~H10	H11~H15	H16~H20	H21~H25	H26~H29	
国土交通省	8.6	0.8	30.7	24.4	28.4	8.8	3.9	105.6
兵庫県	5.7	15.2	39.6	67.2	66.9	30.8	15.0	240.4
兵庫県	3.0	3.6	4.6	28.0	33.2	10.9	5.7	89.0
うち市町(神戸市除く)	2.7	11.6	35.0	39.2	33.7	19.9	9.3	151.5
神戸市	16.4	14.4	23.9	23.3	18.4	5.9	1.8	104.0
合計	30.8	30.3	94.2	114.8	113.7	45.5	20.7	450.1
累計	30.8	61.1	155.3	270.1	383.9	429.3	450.1	

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

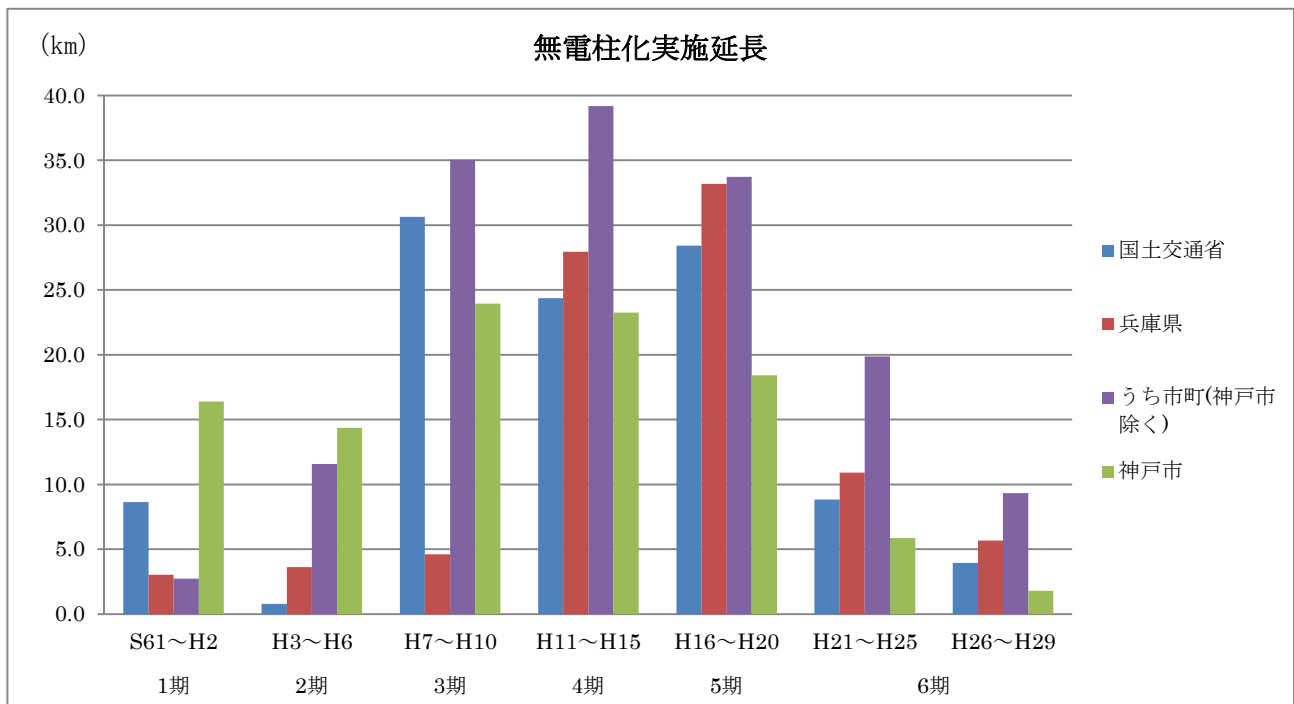


図 2.1 兵庫県内における無電柱化実施延長の推移

(2) 適切な役割分担による無電柱化の推進

国、県、市町、電線管理者は、適切な役割分担の下で、密接に連携して推進を図る。道路管理者は、無電柱化法に明記されたそれぞれの責務に基づき、道路や沿道の利用状況等を踏まえ、道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、必要な予算を確保して、電線共同溝等の整備を進める。電線管理者は、これまでに電線共同溝以外の手法も活用していることを踏まえ、国や県・市町とも連携して、迅速化やコスト縮減等に繋がる技術開発を進めつつ、様々な手法を活用しながら自らも無電柱化を進める。

特に、面的なバリアフリーや景観形成を図る場合、各道路管理者が連携して無電柱化を図ることにより効果を増進する必要がある。

(3) 優先的に取り組む箇所の考え方

国、県、市町、電線管理者等の関係機関や地域住民の協力と、適切な役割分担の下で、無電柱化を一層推進し、緊急輸送道路など防災機能の強化・向上や駅周辺や通学路などの安全で安心な歩行者・自転車の通行空間の確保および観光地などの良好な景観の保全と形成を図るため、下記の箇所を優先して整備する。

① 防災機能の強化・向上

地震や津波、台風等の自然災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、避難や救急活動、物資輸送等を円滑に行うため、緊急輸送道路や防災拠点や避難所等へのアクセス道路、災害被害の拡大防止を図るために必要な道路などの無電柱化を推進する。



図 2.2 倒壊した電柱による道路閉塞
(平成 30 年台風 21 号 大阪府泉南市)

② 安全で安心な歩行者・自転車の通行空間の確保

多くの人が集中する駅や公共施設の周辺は、歩行者が多く歩道内の電柱は安全で円滑な通行を妨げる恐れがある。また、歩道のない狭い道路においても路肩部を通行する歩行者が電柱を避けるため車道に飛び出すなど危険な行動となることもある。そのため、駅周辺などのバリアフリーが必要な道路、学校周辺の通学路など、歩行者と自転車の安全でスムーズな通行の確保のために必要な道路の無電柱化を推進する。



図 2.3 路肩に設置された電柱による通行障害
(出典：国土交通省 HP)

③ 良好な景観の保全と形成

電柱や電線により美しい景観が損なわれてしまうため、世界遺産・日本遺産・重要伝統的建造物群保存地区・景観条例に位置づけられた地域などの周辺の道路で、良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。無電



図 2.4 無電柱化による良好な景観形成
(整備事例：豊岡市 城崎温泉街)

柱化にあたっては、各道路管理者が連携して、可能な限り面的な整備を図るよう努める。

(4) 整備対象道路

兵庫県内の国道、県道、市町道において、上記の取り組み姿勢に該当する道路を対象に重点的に無電柱化を実施する。

3 計画の期間

2019年度（平成31年度）を初年度とし、2023年度までとする。

なお、国の「無電柱化推進計画」の目標期間である2020年度までを中間目標年とし、国の計画が見直され、新たに目標が定められた場合は、本計画についても国の計画との整合を図る。

4 整備目標

無電柱化にあたっては、無電柱化の必要性の高い区間から重点的に無電柱化していくことが重要である。そこで、下記のとおり無電柱化の必要性の高い代表的な区間について整備延長の目標を定め、重点的に整備を進める。また、以下に該当しない区間においても、地域ニーズに応じて必要な無電柱化は着実に実施する。

これらの整備について、今後5箇年で県内全域の道路の約100kmにおいて、新たに無電柱化に着手する。なお、県管理道路については、約38kmの無電柱化に着手するとともに、約20kmの整備完了（継続事業を含む）を目指す。

表 4.1 施策別の無電柱化目標延長

施策	区 間	計画延長		中間目標
		2023年度 まで	うち県管 理道路	2020年度 まで
①防災	緊急輸送道路	約73km	約34km	約31km
②安全	バリアフリー重点整備地区内の道路 通学路	約54km	約21km	約28km
③景観	世界文化遺産周辺の地区を代表する道路 重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路 景観法に基づく景観地区等を代表する道路 歴史・景観まちづくりに関連する道路	約11km	約4km	約8km
計		約100km※	約38km※	約50km※

※延長は、①、②、③の重複を含むため、合計値は整合しない。

また、直轄国道や市町道においては、国の推進計画を踏まえ、各道路管理者で事業箇所を定め、整備を進められる予定である。

5 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 無電柱化事業の実施

以下により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地域住民等との協議を踏まえ決定する。

① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。

電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式等の低コスト手法について、国のモデル事業の実施結果を踏まえ、積極的に導入し、限られた予算の中でも無電柱化を推進する。

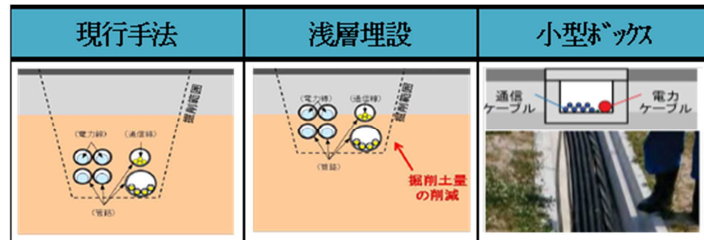


図 5.1 現行手法及び低コスト手法

なお、電線共同溝方式の実施にあたっては、以下のとおり実施していく。

ア) 道路事業に合わせた無電柱化

道路事業（道路の維持に関するものを除く）や市街地開発事業、その他これらに類する事業が実施される際に、これらの事業の状況を踏まえつつ、電線管理者と連携して無電柱化を実施する。県においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整を行う。

イ) 無電柱化単独事業の実施

既存道路の拡幅改良やバイパス整備、歩道設置、バリアフリー事業等の実施に併せて、無電柱化を行うほか、無電柱化対策を主目的とした整備（無電柱化単独事業）にも取り組む。

② 軒下配線方式・裏配線方式

地中化によらない無電柱化の手法として、裏配線や軒下配線があり、歩道幅員が狭小な道路や歩道のない道路において、条件が整う場合は導入を検討する。本手法に関しては、地域住民との合意形成を図ったうえで実施するものとする。



図 5.2 裏配線方式

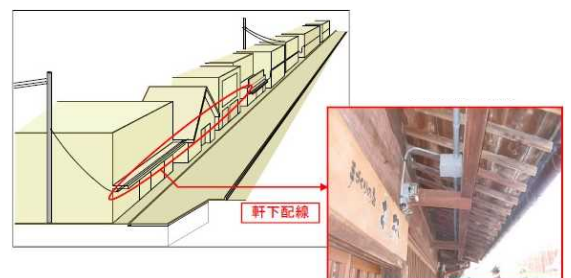


図 5.3 軒下配線方式

上記の事業手法の他、必要な場合は自治体管路方式や単独地中化方式による整備を行うとともに、要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう道路管理者は支援する。

以上の整備手法により無電柱化を実施する場合の費用については、それぞれの整備主体の負担とする。ただし、軒下配線方式又は裏配線方式を移設補償として行う場合は、道路管理者が負担する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

(2) 占用制度の運用

占用制度を適切に運用し、無電柱化を推進する。

① 占用制限制度の適切な運用

災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため、防災上重要な道路においては、道路法第37条及び無電柱化の推進に関する法律第11条により、原則新設電柱の占用を禁止もしくは制限する。なお、緊急輸送道路のうち、県が管理する道路の全てについて占用を制限する区域として平成29年3月に指定している。

なお、占用制度の制限はないが、緊急輸送道路以外の道路についても、「安全・円滑な交通確保」の観点においては、通行の支障となる電柱を移設すれば、歩行者等の安全を確保出来る場合があるため、地域と調整しながら道路区域外への移設についても無電柱化の手法として検討する。

② 占用料の減額措置

県は、国が実施する直轄国道における占用料の減額措置を参考にして必要な減額措置を検討するとともに、県内各地方公共団体にも周知し、同様の減額措置の普及を促進する。

(3) 関係者間の連携強化

① 推進体制

道路管理者、交通管理者及び電線管理者等からなる兵庫県無電柱化地方部会の活用により、無電柱化の対象路線や無電柱化手法、事業実施時期等について協議、合意形成を図り、円滑な事業実施に努める。

具体の無電柱化実施箇所における課題解消に向け、必要に応じて地元関係者を含む協議会等を設置し、整備手法や地上機器の設置場所等について円滑に合意形成を図る。

② 工事時の配慮

無電柱化を実施する際、工事関係者は道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、相互に工事を調整してコスト、工期の縮減や、民地への引込設備を集約するなどにより、効率的に整備するよう努める。また、交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

道路事業等を実施する際、当該事業の事業者は、電線管理者が新設電柱の設置の

抑制、既設電柱の撤去を行うことができるよう、事業に関する情報を適切に共有するとともに、電線類を収容する空間、地上機器の設置場所、工事の時期等について電線管理者との調整に努める。同様に、ガスや水道の更新時等他の地下埋設物の工事の際に合わせて無電柱化を行うことも効率的であることから、工程等の調整を積極的に行う。

③ 技術開発

国等が行う電線を地下に埋設する簡便な方法、その他無電柱化の迅速な推進及び費用の縮減を図るための方策等に関する調査の動向を見ながら県としての対応を検討する。

④ 抜柱の推進

電線共同溝等を整備し電線類を入線後は、地上にある電線及び電柱を速やかに撤去して無電柱化の推進を図っていく。

6 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

(1) 広報・啓発活動

無電柱化を実施するにあたり、地域住民の理解・協力は不可欠である。事業を実施する際は、道路管理者や電線管理者などの関係者が協力して、地域住民と協議する場を設けるなど、理解と協力が得られるよう積極的に努める。

出前講座を積極的に実施するなど、無電柱化の効果について広報・啓発活動を積極的に行い、無電柱化への理解や関心を深めてもらう。

(2) 市町への技術的支援

市町との無電柱化の情報共有、技術支援を図るとともに、市町の無電柱化推進計画の策定を促進するなど、市町と連携して無電柱化の推進に取り組んでいく。

参 考 资 料

(1)無電柱化実施予定箇所一覧(兵庫県管理道路)

番号	市町名	路線名〔工区〕	事業場所
1	尼崎市	(都)尼崎伊丹線〔阪神尼崎北工区〕	尼崎市御園町～昭和通
2	芦屋市	(主)芦屋停車場線	芦屋市上宮川町
3	伊丹市	(都)塚口長尾線〔昆陽南工区〕	伊丹市昆陽泉町～昆陽南
4	宝塚市	(一)生瀬門戸荘線	宝塚市小林～大吹町
5	宝塚市	(都)尼崎宝塚線〔小浜南工区〕	宝塚市安倉西
6	川西市	(都)呉服橋本通り線〔寺畑Ⅰ工区〕	川西市寺畑
7	三田市	(主)三田後川上線〔志手原Ⅰ〕	三田市大原～志手原
8	三田市	(主)三田西インター線	三田市溝口～長坂
9	三田市	(主)川西三田線	三田市香下
10	猪名川町	(主)川西篠山線〔屏風岩〕	猪名川町北田原
11	明石市	(国)2号〔和坂拡幅〕	明石市和坂～西明石町
12	加古川市	(国)2号〔平野〕	加古川市野口町坂元～加古川町平野
13	加古川市	(都)尾上小野線〔安田工区〕	加古川市尾上町安田～野口町長砂
14	高砂市	(主)高砂北条線	高砂市荒井町小松原～米田町米田
15	稲美町	(主)宗佐土山線〔天満大池バイパス〕	稲美町国安～六分一
16	西脇市	(都)西脇上戸田線〔東本町工区〕	西脇市上野～西脇
17	西脇市	(国)427号〔西脇道路(上野)〕	西脇市下戸田～上野
18	西脇市	(国)427号	西脇市郷瀬町～西田町
19	三木市	(主)三木三田線〔志染バイパス〕	三木市志染町窟屋～三津田
20	小野市	(主)三木宍粟線〔新小野市役所前〕	小野市中島町
21	加西市	(国)372号〔加西バイパス第Ⅰ工区〕	加西市東笠原町～三口町
22	多可町	(国)427号〔豊部バイパス〕	多可町加美区豊部
23	姫路市	(一)和久今宿線	姫路市飾磨区英賀保駅前町～付城字大野
24	姫路市	(都)城東線〔河間工区〕	姫路市河間町
25	姫路市	(都)国道線〔姫路東工区〕	姫路市東郷町～神屋町
26	姫路市	(国)312号	姫路市砥堀
27	姫路市	(主)太子御津線〔茶ノ木踏切〕	姫路市網干区高田～太子町
28	姫路市	(主)姫路神河線	姫路市夢前町山富
29	福崎町	(主)三木宍粟線	福崎町西治
30	赤穂市	(主)坂越御崎加里屋線	赤穂市加里屋
31	太子町	(国)179号〔太子道路〕	太子町鶴
32	太子町	(主)太子御津線〔茶ノ木踏切〕	太子町糸井～姫路市網干区高田
33	豊岡市	(一)豊岡インター線	豊岡市戸牧
34	豊岡市	(主)但馬空港線	豊岡市戸牧
35	豊岡市	(主)豊岡竹野線〔湯島Ⅰ工区〕	豊岡市城崎町湯島
36	豊岡市	(主)豊岡竹野線〔湯島Ⅱ工区〕	豊岡市城崎町湯島
37	豊岡市	(主)日高竹野線〔轟〕	豊岡市竹野町轟～鬼神谷
38	豊岡市	(国)312号〔下宮拡幅〕	豊岡市下宮
39	豊岡市	(国)426号	豊岡市上陰～下陰
40	豊岡市	(一)戸島玄武洞豊岡線	豊岡市赤石
41	朝来市	(一)物部藪崎線	朝来市和田山町竹田
42	香美町	(国)482号〔大谷バイパスⅠ〕	香美町小代区城山～大谷
43	新温泉町	(都)浜坂駅港湾線〔駅前工区〕	新温泉町浜坂
44	篠山市	(国)176号	篠山市古市
45	丹波市	(主)青垣柏原線	丹波市氷上町本郷～稲継
46	洲本市	(主)洲本灘賀集線	洲本市栄町
47	洲本市	(主)洲本五色線〔鮎原南谷〕	洲本市五色町鮎原南谷～鮎原吉田

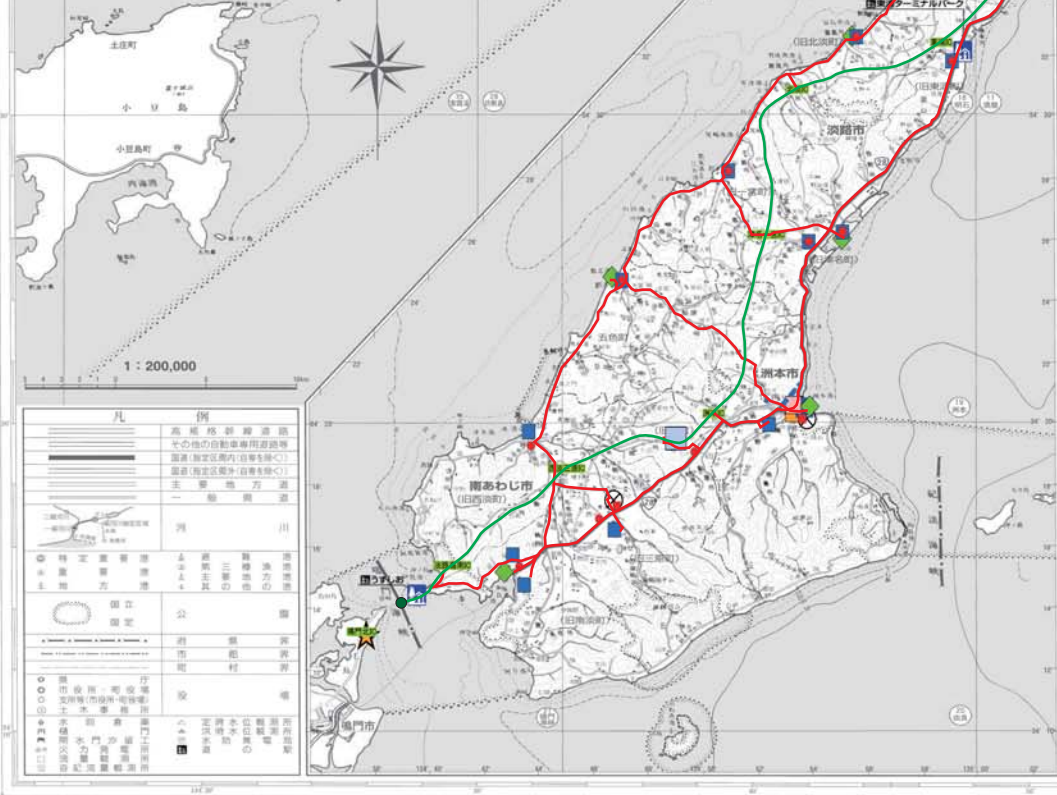
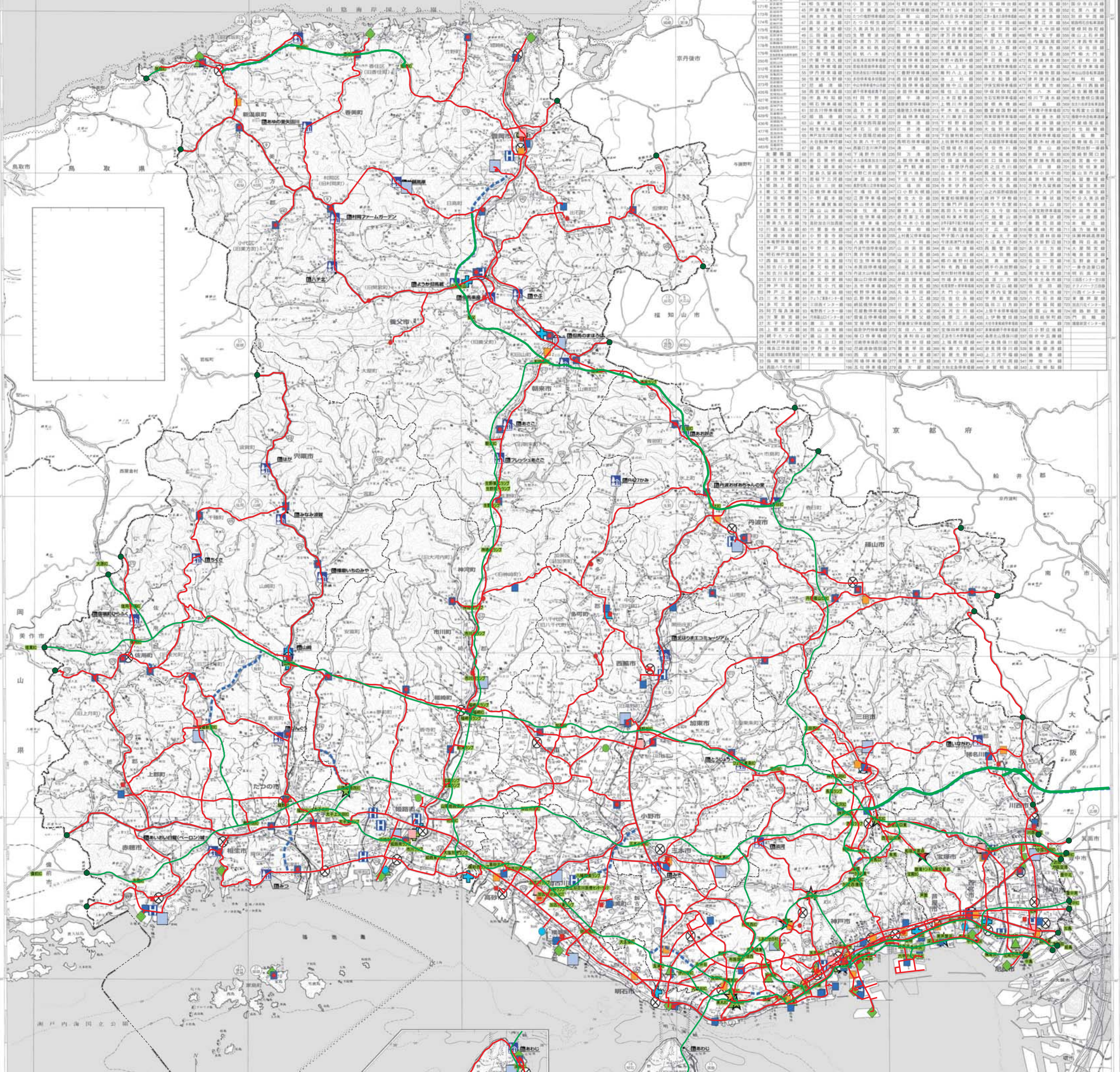
※無電柱化の実施にあたっては、電線管理者と未調整箇所も含まれるため、電線管理者と調整を図りながら事業を実施していく。また、上記の箇所以外でも無電柱化の実施可能な箇所が生じた場合は計画に追加する。

緊急輸送道路ネットワーク計画図

兵庫県管内道路図

(平成22年4月1日現在)

路線番号	名称	起点	終点	延長
1	東横街道	東京都目黒区	東京都品川区	10.0
2	京浜東北街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
3	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
4	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
5	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
6	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
7	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
8	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
9	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
10	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
11	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
12	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
13	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
14	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
15	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
16	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
17	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
18	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
19	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
20	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
21	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
22	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
23	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
24	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
25	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
26	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
27	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
28	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
29	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
30	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
31	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
32	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
33	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
34	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
35	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
36	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
37	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
38	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
39	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
40	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
41	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
42	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
43	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
44	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
45	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
46	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
47	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
48	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
49	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
50	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
51	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
52	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
53	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
54	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
55	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
56	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
57	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
58	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
59	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
60	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
61	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
62	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
63	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
64	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
65	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
66	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
67	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
68	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
69	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
70	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
71	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
72	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
73	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
74	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
75	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
76	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
77	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
78	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
79	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
80	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
81	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
82	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
83	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
84	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
85	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
86	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
87	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
88	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
89	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
90	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
91	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
92	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
93	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
94	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
95	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
96	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
97	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
98	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
99	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0
100	東横街道	東京都品川区	東京都品川区	10.0



- 緊急輸送道路 (高規格幹線道路等)
- 緊急輸送道路 (一般道)
- 計画 (事業中路線)
- 県民局境
- 広域防災拠点
- 県外・地域外の物資流入ポイント
- 空港・港湾・漁港
- 市町の物資受入拠点
- 支所庁舎
- 県民局等
- 消防本部
- 警察署
- 県庁
- 災害拠点病院等
- 自衛隊駐屯地・基地
- 海上保安庁
- 国道事務所
- 出張所
- 土木事務所
- 事業所
- ★ 西日本高速道路事務所
- ★ 阪神高速道路事務所
- ★ 本州四国高速道路管理センター
- ★ 兵庫県道路公社管理事務所
- ★ 神戸市道路公社
- 道の駅

記号	説明
●	緊急輸送道路 (高規格幹線道路等)
●	緊急輸送道路 (一般道)
●	計画 (事業中路線)
●	県民局境
●	広域防災拠点
●	県外・地域外の物資流入ポイント
●	空港・港湾・漁港
●	市町の物資受入拠点
●	支所庁舎
●	県民局等
●	消防本部
●	警察署
●	県庁
●	災害拠点病院等
●	自衛隊駐屯地・基地
●	海上保安庁
●	国道事務所
●	出張所
●	土木事務所
●	事業所
★	西日本高速道路事務所
★	阪神高速道路事務所
★	本州四国高速道路管理センター
★	兵庫県道路公社管理事務所
★	神戸市道路公社
■	道の駅

兵庫県無電柱化推進計画

平成31年3月 兵庫県

(連絡先)

兵庫県県土整備部土木局道路企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-3514